

国際大会へ派遣する日本選手団の役員選考基準

第1条（目的）

この役員選考基準は、国際大会への選手団派遣規程（以下「派遣規程」という）第2条第2項の規定に基づいて、国際委員会と技術委員会が日本代表選手団の役員選出に関する協議を行うために必要な役員候補者の選考条件等を明確にするものである。

第2条（適用範囲）

この基準の対象となる日本代表選手団の役員（以下「選手団役員」という）は、競技者以外の団長（監督）、副団長（監督補佐）、コーチ、帯同審判員等とする。

第3条（国籍条件）

前条に規定する選手団役員は日本国籍を有する者とし、必要により、会長は、国籍内容を確認するために、選手団役員の候補者（以下「選手団役員候補者」という）にパスポートのコピー提出を求めることができる。

第4条（団長選考条件）

- 1 団長候補者は、原則として、(公社)日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）の役員（以下「JPA役員」という）で、本協会が指定する医療機関において健康診断を受け、診断結果を本協会に提出し、国際派遣が可能な健康状態であることが証明された者とする。JPA役員以外で団長候補者の申し出があった場合は、JPA役員を優先する。
- 2 JPA役員の団長候補者がおらず、JPA役員以外の者が団長候補者の申し出があった場合、次の条件を満たしている者を団長候補者とする。
 - (1) 本協会の正会員、登録審判員又は登録選手であること。ただし、全日本学生パワーリフティング連盟（以下「学生連盟」という）又は全日本高等学校パワーリフティング連盟（以下「高校連盟」という）の推薦を受けている場合、本号の条件を満たしていても良いものとする。
 - (2) 派遣規程をはじめ、国際大会に係る規程類を理解し、遵守するとともに、国際会議に出席する場合を含めて、国際大会の期間中、本協会の方針に従う旨の誓約書を提出すること
 - (3) 国際大会に選手としての出場経験があること又は選手団役員の経験があること
 - (4) 国際大会の期間中、大会開催地に滞在できること
 - (5) 役員・職員倫理規程、競技者等に関する倫理規程に基づく処分を受けた者でないこと
 - (6) 本協会が指定する医療機関において健康診断を受け、診断結果を本協会に提出し、国際派遣が可能な健康状態であることが証明された者であること。
- 3 JPA役員の団長候補者がおらず、且つ、JPA役員以外の者が誰も団長候補者の申し出がない場合、国際委員長は、国際大会に参加する帯同審判員、競技者及び専門委員会の委員（委員長を含む）の中から団長候補者を選出することができる。この場合、団長に選出された帯同審判員、競技者又は専門委員会の委員には、国際大会日本選手団役員の派遣費支給基準に定められた団長としての派遣費その他の必要な経費を支給することができる。

第5条（団長以外の選手団役員の選考条件）

- 1 副団長（監督補佐）、コーチ及び国際大会への選手団派遣規程第2条第3項に定める選手団役員を置くことは、日本代表選手団として必須とはしないが、選考が必要な場合の選考条件は次の通りとする。
 - （1）前条第1項後段の規定により団長候補者になれなかったJPA役員以外の者を、本人の了解の上で副団長又はコーチの候補者とすることができる。
 - （2）前号の規定に関わらず、団長以外の選手団役員候補者の申し出があった場合、本協会の正会員、登録審判員又は登録選手であることを条件として、候補者として受け付ける。ただし、当該候補者が学生連盟又は高校連盟の推薦を受けている場合、これらの条件を満たしていなくても良いものとする。尚、候補者が複数名の場合、国際委員長は各候補者の希望を確認しながら、担当役員について調整を図ることとする。
 - （3）前二号のJPA役員以外の団長候補者を含めて選手団役員候補者がいない場合、国際委員長は帯同審判員及び競技者の中から候補者を選出することができる。
 - （4）帯同審判員及び競技者の中で候補者となる者がいない場合、国際委員長は日本国籍を有する本協会の正会員、登録審判員又は登録選手の中から候補者を選出することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、団長以外の選手団役員候補者がいない場合は、団長及び帯同審判員以外の選手団役員を置かずに日本代表選手団を編成することができる。
- 3 帯同審判員は、派遣規程第2条第5項第4号の規定を踏まえ、国際審判員の資格を有する者に限る。尚、国際審判員の資格を有する競技者は、帯同審判員を兼任することができる。
- 4 帯同審判員は、第4条第3項に定める団長の他、副団長又はコーチを兼任することができる。
- 5 本条項に関わる選手団役員候補者及び帯同審判員は、役員・職員倫理規程、競技者等に関する倫理規程に基づく処分を受けた者、又は選考時点で、本協会において処分の検討対象となっていない者とする。

第6条（その他、同行者等）

- 1 代表団役員又は競技者の家族又は関係者が、日本代表選手団の同行（以下「同行者」という）を希望する場合、選手団との関係、同行の目的等及び日本代表選手団と同一の行動をとる旨を記載した文書を、国際委員会に提出することを条件として、その同行を認めることができる。
- 2 前項の同行者には、必要により、出国から帰国まで、国際大会に関係する規程類を遵守するとともに、団長の指示に従うこと、万一の場合は、自己責任で対処すること等を記載した誓約書の提出を求めることができる。

第7条（基準の改廃等）

この基準の改廃及び基準に定めのない事項は、理事会で決議する。

<附則>

- 1 この選考基準は、平成27年8月10日に制定し、同日から施行する。
- 2 この選考基準は、平成27年8月18日に改訂し、8月10日に遡って施行する。
- 3 この選考基準は、平成31年3月9日に改訂し、同日から施行する。

4 この選考基準は、令和4年5月16日に改訂し、同日から施行する。